

更新プログラム提供のご案内

お客様 各位

ACELINK NX-CEにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。

お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいますようお願いいたします。

＜主な対応内容＞

- ・財産評価明細書の令和8年度税制改正対応
- ・相続税申告書の令和8年度税制改正対応
- ・各システムの機能改良および不具合対応

1. システムの対応内容について

対応内容は以下のとおりです。

【ACELINK NX-CE 財産評価明細書】

令和8年度の税制改正に対応しました。

※改正・改良等の詳細については、[「令和8年 財産評価明細書システム「税制改正対応」について」](#)を参照してください。

(先行入力および前年以前から更新したデータをご利用されている場合)

国税システムの更改により財産評価明細書の様式が大幅に改訂されました。様式ID・識別コードなどの追加、項目名・項目番号などの変更、様式の構成の見直しがありましたので、オンラインアップデート後に、財産評価明細書の内容を確認してください。なお、確認する際は、[「先行入力データおよび前年以前から更新したデータの確認用資料」](#)をご利用ください。

【ACELINK NX-CE 相続税申告書】

令和8年度の税制改正に対応しました。

※改正の詳細については、[「令和8年 相続税申告書システム「税制改正対応」について」](#)を参照してください。

(先行入力で令和8年分の相続税データを作成されているお客様へのお願い)

令和8年分の相続税の申告書「第11・11の2表の付表1（別表2）」（特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細）の「2 1④の事業の用に供されていた減価償却資産の明細等」について、明細数が9明細から7明細に減少しました。

システム上、1名につき1ページとする制限は変更できませんので、オンラインアップデート後のデータ選択で減少した8明細目、9明細目の金額は7明細目に合算されます。先行入力されていた8明細目、9明細目の内容が確認できなくなるため、オンラインアップデート前に印刷していただき、オンラインアップデート後に入力内容を見直していただきますようお願いいたします。

(先行入力および前年以前から更新したデータをご利用されている場合)

国税システムの更改により相続税申告書の様式が大幅に改訂されました。主に様式ID・識別コードなどの追加、項目名・項目番号などの変更、様式の構成の見直しがありましたので、オンラインアップデート後に、相続税申告書の内容を確認してください。なお、確認する際は、[「先行入力データおよび前年以前から更新したデータの確認用資料」](#)をご利用ください。

(制限事項について)

今回ご提供の令和8年分申告用プログラムでは、令和8年分相続税の国税電子申告については対応しておりません。e-Taxの受付開始に合わせて9月下旬に対応する予定です。

申告をお急ぎの場合は、税務署に書面で申告書等を提出してください。

【各システムの機能改良および不具合対応について】

機能改良および不具合対応については、[「ACELINK NX-CE システム対応一覧」](#)を参照してください。

2. オンラインアップデートについて

- (1) オンラインアップデートでは更新プログラムが自動でダウンロードされますが、バージョンアップは自動では実行されません。ダウンロード後に必ずバージョンアップを実行してください。
ただし、自動インストール設定を行っている場合は、自動でバージョンアップが実行されます。
- (2) オンラインアップデートでは電話番号辞書は更新されません。
最新の電話番号辞書はGOODWILL PLUSサイトの[「更新プログラムダウンロード」](#)に掲載しております。

3. バージョンアップについて

- (1) バージョンアップ方法については、オンラインアップデートのマニュアルを参照してください。
- (2) バージョンアップ時間は環境によって異なりますが、10分～20分を目安とお考えください。
- (3) バージョンアップ前に、必ずバックアップを行ってください。
・[ユーティリティ]－[データ関係処理]－[バックアップ]
- (4) クライアント・サーバー型の環境で本プログラムを適用した場合には、クライアント側でクライアントセットアップが必要となります。
- (5) プログラムのバージョンアップと共にデータのバージョンも更新されます。以前のバージョンの環境では使用できなくなりますのでご注意ください。

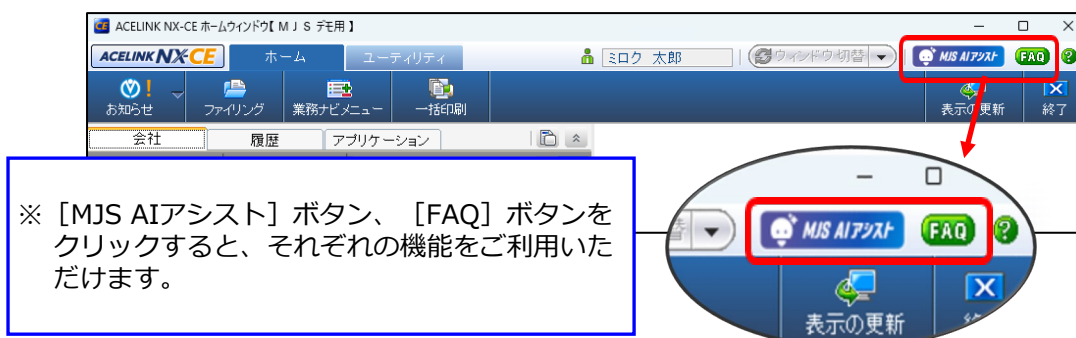
4. システムに関するお問い合わせについて

システムに関するお問い合わせは、GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」をご利用いただけます。また、生成AIを活用した「MJS AIアシスト」にチャット形式で質問することもできます。

【GOODWILL PLUSサイト「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」のお知らせ】

GOODWILL PLUSサイトの「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」ページは以下の方法でご利用いただけますので、ご活用ください。

▼ [ACELINK NX-CEホームウィンドウ]



5. 申告書類を提出する際の注意事項

- (1) システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認の上、送信してください。
- (2) 当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等で必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。
- (3) 税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。
- (4) 税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布又は送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合の上、提出をお願いいたします。
- (5) 白紙印刷での申告書類等の提出は、予め提出先（税務署等）にご確認の上でお願いいたします。
- (6) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。
- (7) 納付書について、各税金系アプリケーションの「国税納付書」、納付書作成システム、申請・届出書作成システム等で印刷して提出される場合は、受領可能か税務署および金融機関に必ずご確認の上ご利用ください。
- (8) プログラムをアップデート後は、改訂対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

6. その他のご注意

- (1) システム全般（アップデート等）のお問い合わせは、「ソフトウェア運用支援サービス」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。
- (2) 専用品紙へ印刷する場合の設定については、印刷ガイドをご確認ください。
（「ACELINK NX-CEのセットアップメニュー」から「インストールガイド／印刷ガイド」を選択すると資料が収容されているフォルダが開きます。その中の「印刷ガイド」フォルダにプリンターの機種ごとに資料が収容されております。）
- (3) データをコンバートしてご利用の場合は、システムの仕組みの違いからコンバートされない項目や計算項目・連動項目に変更となっているものがありますので、コンバート後に内容を十分ご確認ください。

以上